

見解書・再見解書

令和7年4月2日

吹田市長宛

事業者 住 所 大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急カミナビル内

氏 名 阪急阪神不動産株式会社
代表取締役 福井 康樹

電話番号 06 (6376) 4697

代理人 住 所 大阪市中央区南本町3丁目2番1号 鈴木康ビル

氏 名 株式会社D&D建築設計事務所 岡本 正仁
担当者：山本、三宅

電話番号 06 (6244) 2038

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 ~~第4項~~ 第2項の規定により、次のとおり見解書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称		(仮称) 吹田市竹見台4丁目 計画			
事 業 区 域 の 位 置		吹田市 竹見台四丁目5番2			
予 定 建 築 物		☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()			
意見 に 対 す る 見 解	No.1 見解書 日影につきましては、『吹田市環境の保全等に関する条例』に基づき、中高層協議に伴う説明時に資料を用いて提示し、説明させていただきます。 貴重なご意見誠にありがとうございます。				
※受付年月日	令和7年1月24日	※受付番号	第 号 06-L-18	※受付印	
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書・再意見書

2025 年 2 月 23 日

吹田市長宛

住 所
氏 名
電話番号(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	(仮) 吹田市 竹見台 4丁目 計画				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市				
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()				
意 見 の 内 容	予定建築物は 従来の建築物より 南側に 建築されたため 西側の日照に懸念あり。 日照の確保を願います。				
※受付年月日	R7 年 1 月 24 日	※受付番号	第 号 06-L-18	※受付印	受付 開発審査室 7.2.27 第 号
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。